

市川市教育振興基本計画

【第3期】

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育



平成31年1月
市川市教育委員会



未来を見据えて



これからの社会は、技術革新の一層の進展や長寿化に伴う「人生 100 年時代」の到来が予想され、私たちを取り巻く生活や環境も、大きく変わっていくことかと思えます。

このような中、教育においては、時代に合った学びが必要であり、学びの姿は一人一人に寄り添った変革が求められています。ICT を積極的に利活用し、学習を効率的に進めることも必要になっています。今、私たちには、教育の変えてはならない不易と、変えていかなければならない流行を見極め、子どもたちの未来を見据えた確かな実践と挑戦が期待されているのではないのでしょうか。

第3期市川市教育振興基本計画は、いかに社会が変化しようとも、夢や希望を持ち、個性を伸ばし可能性を広げて、自らの人生を切り拓いていくことのできる人の育成を目指しています。そのためには、あたたかい人と人との関わりの中で、豊かな人間性を育み、人間ならではの知恵や感性によって創造性を発揮していくことが、最も重要だと考えています。

本計画では、生涯を通じて、誰もが、いつでもどこでも学びたいことを学んだり、学び直したりできる「豊かな学び」の環境を実現していきます。その中で、学校は、障がいや不登校への対応、外国籍児童生徒への日本語指導など、支援が必要な子どものさまざまな教育的ニーズに応えていくことに全力で取り組みます。教育委員会は、家庭教育を推進するため、学校とともに積極的な情報の発信や支援を行っていきます。また、地域の方々と学校が目指す子ども像や教育目標を共有し、子どもを地域で見守り、地域で育てることができるよう、さまざまな施策を推進します。

本市の教育は、人と人とのつながりをこれからも大切にし、すべての子どもにあたたかい眼差しと心で寄り添い、子どもたちを育てまいます。「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念とし、市川教育でつくりあげてきた家庭・学校・地域の連携・協働をさらに継承・発展させ、皆様とともに「つなぐ教育」を進めてまいりたいと考えております。

市川市教育委員会教育長
田中 庸恵

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 教育を取り巻く現状と課題	3
1 社会状況の変化と取り組むべき課題	3
2 市川市の教育を取り巻く現状と課題	4
第3章 市川市の教育政策の基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 基本的な3つの考え方	13
3 計画の体系	16
第4章 方針と目標、施策	18
方針1 目標1～目標5	20
方針2 目標6～目標9	38
方針3 目標10～目標12	53
第5章 計画の推進	63
1 検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践	63
2 新たな教育上の課題への対応	63
資料編	64
1 本市の教育を取り巻く現状	64
2 市川市教育振興審議会	68
3 策定経過	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市川市教育委員会は、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、市川市教育振興基本計画を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

第2期市川市教育振興基本計画(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度。以下「第2期計画」といいます。)の下、各施策の推進により計画の目標を着実に達成してきた一方、第2期計画期間中に毎年度実施した「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」では、さらに充実させていかなければならない施策があることが明らかになりました。

また、社会では、人口減少や高齢化が進み、技術革新やグローバル化が加速度を増しており、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっています。

このため、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、市川市の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、市川市における教育政策を実効あるものとするため、第3期市川市教育振興基本計画(以下「第3期計画」といいます。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第3期計画は、教育基本法第17条第2項（平成18年法律第120号）に規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、第3期計画は、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ市長が策定した「市川市教育振興大綱」を尊重し策定しています。

そして、市川市総合計画の「教育」に関する分野を担うものであり、関連計画とも整合性を図っています。

3 計画の対象

第3期計画は、市川市の教育行政に係る基本的な計画であり、教育委員会が所管する幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学校教育及び生涯学習を計画の対象範囲とします。

4 計画の期間

第3期計画の期間は、平成31（2019）年度から5年間とします。

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1 社会状況の変化と取り組むべき課題

我が国の人口は平成20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、少子高齢化の進展が予測されています。また、地域コミュニティの弱体化や家庭の状況変化が指摘されています。このような変化は、家庭が子育ての悩みや不安を抱えがちになるなど子育ての負担増加や、地域の課題解決力の低下をもたらすことから、家庭・地域の教育力の向上や、地域への愛着や誇りを持った、地域づくりを担う人材の育成が必要となっています。

グローバル化の加速も進んでおり、さまざまな分野で世界の国々との相互影響と依存が深まる中、貧困や環境問題など、地球規模の共通課題の解決に、我が国も積極的に取り組むことが求められています。このため、言語や文化が異なる人々と交流し共生していくための主体性や語学力、コミュニケーション力等を持ったグローバルに活躍する人材の育成が重要となっています。

2030年頃には、IoT^{※1}やビッグデータ^{※2}、AI（人工知能）等をはじめとする技術革新が一層進展し、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会である「Society5.0」^{※3}や、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来が予測されています。このような社会では、産業や働き方、学校での学びが変化したり、おおよそ20歳代で就職し60歳代で退職するという伝統的な人生モデルから選択肢が広がりライフスタイルが変化したりすることが予測されています。

※1 IoT（Internet of Things）…様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され（単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる）、情報交換することにより相互に制御する仕組み。それによるデジタル社会の実現も指す。

※2 ビッグデータ…多種・多様・多量のデータ。スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、GPSやICカードの情報等から得られる膨大なデータ。

※3 Society5.0…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済社会と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。超スマート社会。

一人一人が生涯にわたってこれまで以上に質の高い学びを続け、変化の激しい社会を生き抜いていくために必要な資質・能力を身に付け、自分らしく輝く力を持つために、教育が果たす役割は重要です。

近年、子どもの貧困が社会問題になっており、貧困の連鎖が指摘されています。また、障がいや不登校、日本語能力等のさまざまな困難や課題を抱える子どもは増える傾向にあります。このため、経済的な格差が子どもの学ぶ機会や学力に影響を及ぼさないようにしていくことや、一人一人のニーズに対応した教育を進めるなど、子どもの学ぶ権利への理解を深め、子どもが安心して学べるようにする必要があります。

さらに、共働き家庭などの子どもの増加が見込まれていることから、放課後や長期休業中の過ごし方の充実と子どもの居場所づくりをさらに図っていく必要があります。

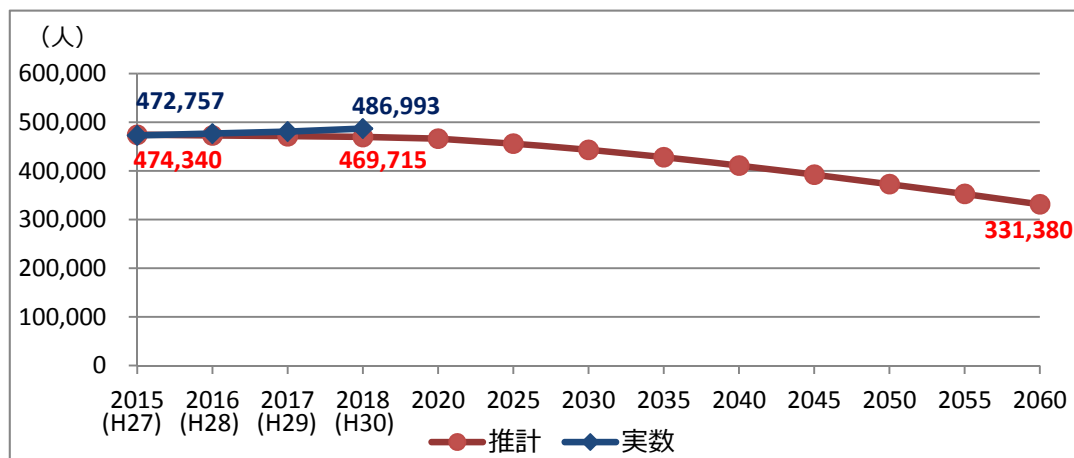
2 市川市の教育を取り巻く現状と課題

(1) これからの変化と取組

① 将来人口

市川市の人口は、第2期計画期間中の平成 27（2015）年から平成 30（2018）年は微増していますが、将来人口は減少傾向にあります。

【市川市の将来人口推計】

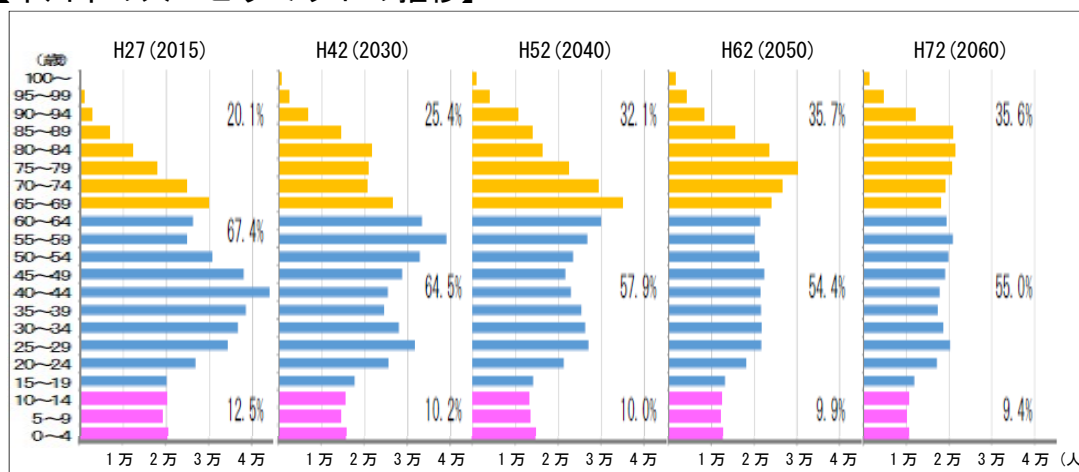


「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン編 将来人口推計（シナリオ3）」から作成

②人口の年齢構成

人口の年齢構成を表した人口ピラミッドの推移では、高齢者が増加し子どもの数が減少することが予測されています。

【市川市の人口ピラミッドの推移】

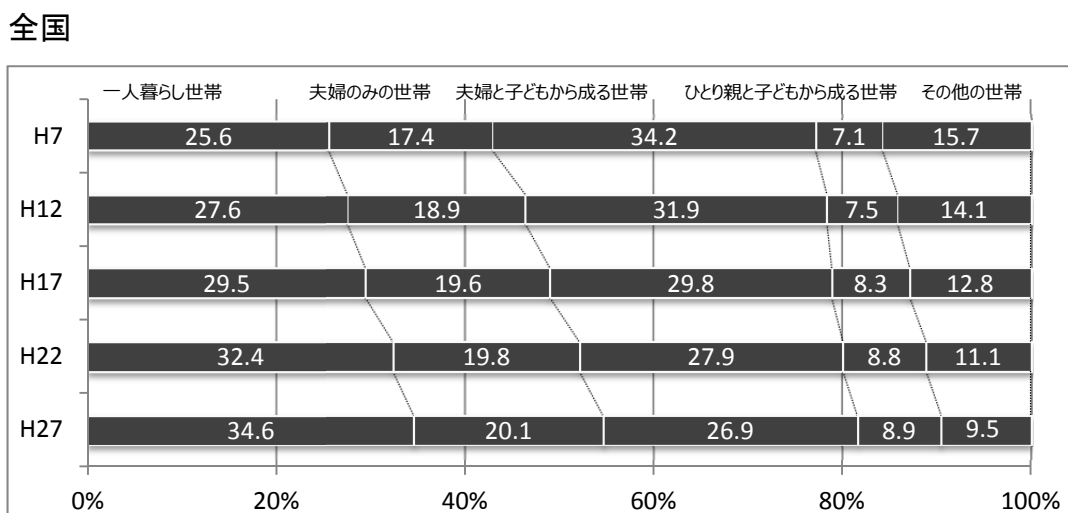


「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン編 将来人口推計（シナリオ3）」から作成

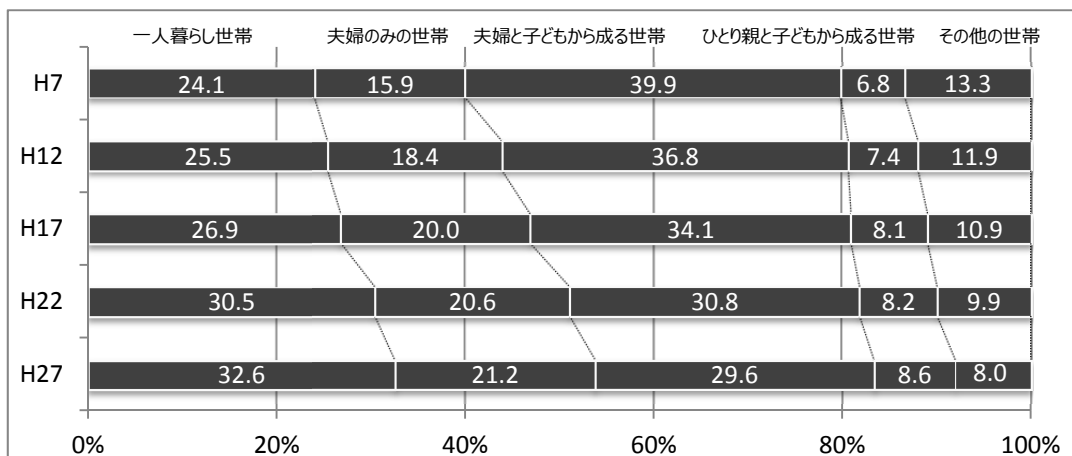
③家族類型

家族類型別割合は、市川市では一人暮らし世帯の割合が国や千葉県と比べると高い傾向にあります。

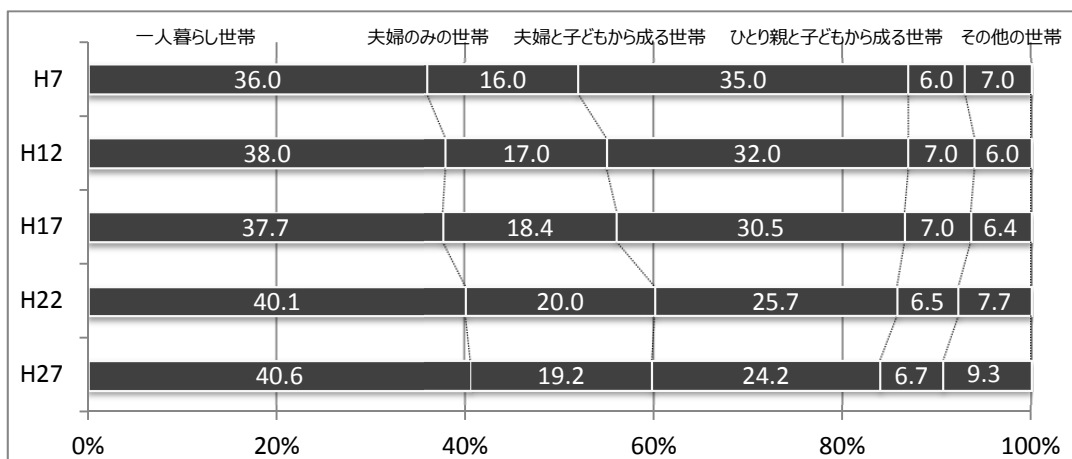
【一般世帯の家族類型別割合の推移】



千葉県



市川市



総務省「国勢調査」から市川市教育委員会教育総務課作成

人口の減少が予想される未来においては、地域の教育力をさらに向上させ、地域が人を育て、人が地域をつくるように取り組んでいく必要があります。そのためには、主体的に地域に貢献できる市民の育成が重要となります。

第3期計画においては、誰もが、学びたいことを学べる教育の機会の提供や学びの場の充実を図る教育政策を推進します。

また、人生100年時代が到来し、高齢者が増加する中、一人一人が人生に生きがいを感じることができるよう、生涯にわたって、さまざまな学び方で学べる教育環境の整備を進めます。さらに、一人暮らしの方々が、地域コミュニティに主体的に参加できるような新しい地域づくりを推進します。

(2) 現状の課題と取組

第2期計画では、新たに「校内塾・まなびくらぶ」を開設し、子どもの基礎的な学力の定着を図ってきました。また、学校間の連携推進を図るため、小中一貫教育や市川版中高一貫教育など特色ある取組を進めてきたところです。そして、地域とともにある学校づくりの核となる「学校運営協議会」を平成31（2019）年度に市内全公立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に設置します。このように、第2期計画期間においては、これらの新たな取組を着実に進めることができました。

一方、教育政策の動向や市川市の現状と課題を踏まえ、さらに取り組むべき施策についてまとめました。

①調和の取れた子どもの育成

子どもの健やかな成長のためには、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成することが必要です。また、これらをバランス良く身に付けることは、予測が難しい社会の変化に対応していくための基盤としても重要です。

全国学力・学習状況調査の全国平均正答率と市川市の平均正答率の差を見ると、全体的に全国平均並みではありますが、小学校国語Aは、千葉県と同様に全国との差が下降方向に縮まってきている傾向にあります。

市川市立学校の新体力テストの総合得点Tスコア※を見てみると、小学校5年生の男子・女子は全国平均との差が下降方向に大きくなる傾向にありますが、中学校2年生の男子・女子は全国平均に近い値となっています。

また、「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の割合は、平成29（2017）年度は、72%となり、平成25（2013）年度に比べ、3%の向上がみられましたが、さらに向上させていく必要があります。

これらの結果をふまえ、家庭・学校・地域の連携・協働の下、子ども一人一人が知・徳・体をバランス良く身に付けられるよう、個に応じた丁寧な指導を行っていきます。

※ Tスコア…全国平均を50とした時の偏差値。

また、新学習指導要領の内容を踏まえた施策により、知・徳・体のバランスに配慮した教育課程の改善に向け、各学校におけるカリキュラム・マネジメント^{※1}を推進し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図り、新学習指導要領を着実に実施していきます。

②職業観・勤労観を育む学習の推進

技術革新の進展により、今後10年から20年後には、日本の労働人口の相当規模がAI（人工知能）やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されています。

一方、そのような社会では新たな仕事生まれることも考えられます。

また、長寿化により得た時間を豊かなものとするためには、自分は何がしたいのか、どのようなことに価値を見い出すのかなど、自己を的確に捉えることが必要です。

このため、自己実現や自己の確立に向けて、職業や生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を育成していく必要があります。

そのために、社会参画意識を持ち、夢や希望を持って生きる意欲や態度を育成する教育を今後どのように進めていくかが課題となっています。

そこで、社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成していくことを目標とし、地域の人材や企業との連携により、キャリア教育^{※2}・職業教育を推進します。

③生涯学習機会の充実

生涯学習は、暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びであり、また職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための学びです。

教育委員会では、生涯を通して学び続けられる学習環境の実現に向け、生涯学習機会の充実や、社会教育施設の活用を図ってきました。

しかし、「Society5.0」や「人生100年時代」が予測される社会を豊かに

※1 カリキュラム・マネジメント…教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき編成した教育課程を実施・評価し、改善するなど、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※2 キャリア教育…子ども一人一人の勤労観、職業観を育む教育。

生きていくためには、年齢や障がいの有無等に関わらず、主体的に、生涯を通して「自分らしく輝くための学び」に取り組むことが重要です。学校で学んだことを深めたり、学び直しや新しいことにチャレンジしたり、新たな知識や技能を身に付け活用できるようにする必要があります。

また、複雑な社会状況においては、多様な人々と学び合い協働しながら課題を解決することが必要です。

そして、地域が人を育て、人が地域を育てるという視点から、学んだことを地域に還元する、学びの循環も重要です。

このような生涯学習の意義を改めて捉え直すとともに、「自分らしく輝くための学び」として推進します。

④多様なニーズに対応する教育の推進（特別支援教育）

すべての子どもは、さまざまな個性と可能性を持っています。誰もが変化の激しい社会を生き抜いていくためには、お互いの個性を認め合い、協働し、多種多様な知恵や資源を生かしていくことが一層重要です。

市川市においては、通級指導教室や特別支援学級の児童生徒数、通訳が必要な児童生徒数は増加傾向にあります。

このため、通級指導教室や特別支援学級の計画的な設置や、一人一人に寄り添った学習環境の整備を図る必要があります。

人は多様であるとの認識の下、教職員の専門性を図り、特別支援教育の視点を生かして、障がいの有無に関わらず、すべての子どもへの適切な指導や必要な支援の充実を図る取組を推進します。

⑤教職員の負担軽減

社会では働き方改革が進められており、平成29（2017）年12月、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめました。学校における働き方改革は喫緊の課題です。教育委員会においては、教職員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校運営を見直したり、家庭・学校・地

域の役割の認識を深め一層の連携・協働を図ったりするために、地域とともにある学校づくりに取り組む必要があります。

そこで、持続可能な学校指導体制の整備を進め、学校業務の役割分担・適正化を図ってまいります。

⑥情報教育の推進

情報化やグローバル化など急激に変化する社会を生き抜くためには、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断・選択・活用するために必要な情報活用能力を育むことや、急速に進化する ICT^{※1} などの技術を使いこなす素養をすべての子どもに育てていくことが重要です。

小学校及び中学校の新学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。また、文字入力など基本的な操作の習得や、プログラミング的思考^{※2} の育成が、小学校の学習指導要領に盛り込まれました。さらに、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実の配慮も明記されています。

また、教育の情報化には、情報活用能力の育成、ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現、ICT を活用した効率的な校務の遂行の3つの側面があり、これらを通じた教育の質の向上を目指すものです。

これらの教育の情報化を支えるため、学校の ICT 環境整備や、教職員の情報教育・ICT 活用指導力の向上、教育情報セキュリティの確保など、今後の情報教育の推進にあたっては、教育の未来環境の整備を目標とし、ソフト面とハード面の両面の充実に取り組みます。

※1 ICT…Information and Communication Technology。情報通信技術。IT とほぼ同義。

※2 プログラミング的思考…自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

第3章 市川市の教育政策の基本的な考え方

1 基本理念

教育委員会では、第3期計画においても引き続き、

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

を基本理念として教育の振興を図ります。

人は、多様な人と関わりながら生活をしています。また、自然との共存や、文化的な利益の享受は、人として生きていくために欠かせないものとなっています。このようなさまざまな関わりを通して、自らの思考や感情、興味や関心を育み、心を豊かなものとしています。

技術革新の進展、長寿化に伴い、産業構造や私たちの生活が大きく変わっていく未来社会においては、誰もが自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、夢の実現につなげる先見的な教育と、生涯を通じて主体的に学び続けることのできる教育環境の実現が不可欠です。

さらに、教育によって、人と自然、人と社会との成り立ちを学び、自らの生き方について考え、実践する力を養うなど豊かな人間性を育てていくことがさらに重要になります。

これらのことから教育委員会では、第3期計画においても、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、それぞれのライフステージにおける学びや家庭・学校・地域の連携・協働を大切にした「つなぐ教育」を進めます。

教育は、家庭・学校・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことで成し得ることで。

「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって、子どもを育てていく教育です。「教育の共有化」という理念の下、コミュニティ・スクールなど地域とともにある学校づくりと地域教育力を組織化し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりをさらに推進します。

「未来へつなぐ教育」とは、学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。「教育の接続化」という理念の下、中学校ブロック単位※における指導の一貫化の取組や特別支援教育の視点を生かした指導・支援を通して、進学・進級時のなめらかな接続と一人一人のニーズに応じた適切な段差の設定を図り、長期的な視野に立った教育、そして、自分らしく輝くための学びを実現します。

※ 中学校ブロック単位…市川市では、中学校とその学区内にある小学校でグループを作り、地域の小・中学校が連携している。15のブロックがある。

2 基本的な3つの考え方

基本理念をふまえて、今後5年間を通して実施するさまざまな施策の実現にあたっては、次の3つの考え方を重視します。

I 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます

人は多様な人と出会う中で、相手の意見を聞き、自らの考えを深めるとともに、他人を思いやり敬う気持ちを培います。

また、年齢、性別、国籍、経済事情、障がいの有無など、多様な人々との関わりによって、お互いの人格を尊重し支え合いながら、他者を認めることを学びます。

このように人は、さまざまな関わりの中で自立を図り、社会を支える一員へと成長します。健全な社会は、一人一人が互いに認め合い、尊重し合う中で構築されます。

このことから教育においては、多様な人との関わりの中で、自らの責任と役割についての自覚を促すとともに、規範意識を養い、ともに行動し協力する姿勢を育むことに重点をおきます。

そして、学校を核とした地域コミュニティのあたたかい人と人との関わりの中で、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます。

Ⅱ 一人一人が、主体的に学び、個性を伸ばし可能性を広げることのできる教育を進めます

変化の激しい社会を生き抜いていくためには、私たち一人一人が生涯にわたって質の高い学びを重ね、個性を伸ばし、可能性を広げていくことができるようにすることが重要となります。

そして、確かな学力を身に付け、自ら考え自ら行動する、主体的な学びの態度を育成することは、知恵や感性を磨き、創造性を発揮していく基となり、このことが社会を豊かにしていくといえます。

また、人の成長は、学んだことを自分の考えや行動に生かすことにより遂げられるものであり、ここに学びの重要性があります。

このことから、一人一人の個性を伸ばし、可能性を広げることのできる“豊かな学び”を実現します。

“豊かな学び”とは、生涯を通じて、これまでの学びを深めたり、学び直したりすることや、新たな学び、文化活動、スポーツに挑戦するなど、人それぞれの主体的な学びの姿です。

これまでも教育委員会では、学校や図書館、博物館などで豊かな学びができるように取り組んできました。さらに、一人一人のニーズに対応した教育機会を提供することや ICT の利活用による個に応じた進度や到達目標に向けた学習など、学校教育においても生涯を通じた学びにおいても、さまざまな学び方を可能にする取組を進めます。

Ⅲ 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育を進めます

これからの社会においては、ICT等の技術を的確に利用し、使いこなしていくことができるように人間ならではの知恵や感性を磨き、豊かな人間性を育んでいくことが重要です。

豊かな人間性とは、多様性を認め合う心や自他ともに大切にする心などの豊かな心と知識や能力を身に付け、さらに自分の個性を伸ばし、可能性を広げようとする意欲や気力を兼ね備えたものです。

豊かな人間性は、家庭・学校・地域の連携・協働によるあたたかい人と人との関わりの中で、感性を磨くことによって育まれます。

これまでも教育委員会では、家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる取組を行ってきました。これまでに市川教育でつくりあげてきた家庭・学校・地域の連携・協働する取組を、継続・発展させていきます。

さらに、誰もが、いつでも学びたいことを学んでいくことのできる、一人一人のライフステージや教育的ニーズに応じた“自分らしく輝くための学び”を実現します。

“自分らしく輝くための学び”とは、生涯にわたり、主体的に学び続けるいわゆる生涯学習です。

誰もが個性を伸ばし、可能性を広げていくことができる“自分らしく輝くための学び”を実現します。

その実現のために、それぞれのライフステージにおける学びの成果が、次のステップに生きる学びや育ちの連続性を大事に、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を担う連携・協働によるつなぐ教育に重点をおきます。

3 計画の体系

【基本理念】

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

家庭・学校・地域
の連携・協働

【方針1】

感性を豊かに働かせ、
社会の中でたくましく
生きていくことのでき
る子どもを育てる

《目標1》自分を大切にし、他人を思いやる気持ちなど、
豊かな心を育む

《目標2》主体的に学びに向かい、知識・技能や思考力・
判断力・表現力等の資質・能力を育成する

《目標3》健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する

《目標4》社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成する

《目標5》家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取組を
推進する

【方針2】

“自分らしく輝くため
の学び”の環境の実現
と学びのセーフティ
ネットを構築する

《目標6》人生100年時代を見据えた“自分らしく輝くための
学び”を推進する

《目標7》特別支援教育など、教育的ニーズに応じた支援を
充実させる

《目標8》グローバルに活躍する人材を育成する

《目標9》新しい地域づくりを推進する

【方針3】

社会の変化を見据えた
教育環境の整備を図り、
市川の質の高い教育を
推進する

《目標10》持続可能な学校指導体制を整備する

《目標11》教育の未来環境を整備する

《目標12》安全・安心で充実した教育環境を実現する

●第3章 市川市の教育政策の基本的な考え方●

《基本的な考え方》

- I 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます
- II 一人一人が、主体的に学び、個性を伸ばし可能性を広げることのできる教育を進めます
- III 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育を進めます

▶施策 1) 人と関わる力を身に付ける活動の充実 2) 道徳教育の充実 (命を大切にす教育の推進)	3) 読書教育の推進
▶施策 1) 幼児期における教育の推進 2) 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進	3) 情報教育の推進 4) 学校間の連携の推進
▶施策 1) 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進 2) 食育の推進 3) 体力向上の取組の推進	
▶施策 1) キャリア教育・職業教育の推進 2) 地域や企業との連携推進	
▶施策 1) 学校・地域と連携・協働した家庭の教育力の向上	2) 学校・家庭と連携・協働した地域の教育力の向上 3) 家庭・地域と連携した学校の活性化
▶施策 1) “自分らしく輝くための学び”の機会の充実 2) 学校卒業後における障がい者の学びの支援 3) 図書館機能を活用した学習活動の充実	4) 博物館などの活用を通じた学習活動の推進 5) 公民館を活用した地域の学習拠点づくり 6) 文化財の保護と活用
▶施策 1) 特別支援教育の推進 2) 教育的支援が必要な子どもへの対応 (不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒など) 3) 夜間中学の充実	4) 学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署等との連携の強化 5) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 6) 地域の教育資源の活用
▶施策 1) 外国語教育の推進 2) 国際理解のための学習の推進 3) 青少年の海外交流支援	4) 地域の歴史や文化に関する教育の推進
▶施策 1) 新しい地域づくりに向けた学びの場づくりの振興	2) 地域を支える人材の育成と“自分らしく輝くための学び”の成果活用 3) 環境学習と体験活動の充実
▶施策 1) 地域とともにある学校づくりの推進 2) 特色ある学校運営(教育課程づくり) 3) 教職員の指導力の向上	
▶施策 1) 教育のICT環境整備 2) 教職員のICT活用指導力の向上	
▶施策 1) 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取組の推進 2) いじめ、暴力行為などへの対応や、子どもや保護者を支援する相談体制の強化	3) 放課後の子どもの居場所づくりの推進 4) 防災教育の推進 5) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

第4章 方針と目標、施策

基本理念と基本的な考え方をふまえ、家庭・学校・地域の連携・協働の下、今後5年間を通して市川市が取り組む教育政策の方針を、次の3つに整理しました。

【方針1】

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる

【方針2】

“自分らしく輝くための学び”の環境の実現と学びのセーフティネットを構築する

【方針3】

社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する

第3期計画の推進にあたっては、教育委員会だけではなく、子ども・保健・福祉部門などの市長事務部局や、保護者や地域の方々、関係機関や大学・企業など、多様な主体がそれぞれ役割を分担しながら、社会全体が協働して教育の向上に取り組むことを目指し、連携・協働しながら効果的に施策を実施していきます。

第3期計画では、3つの方針の下、目標と施策を示しました。

そして、目標の達成状況を確認するための成果指標と、その背景等を確認するための参考指標を設定しました。

《指標の見方》

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)

「成果指標」は、目標の達成状況を把握するための指標であり、当該指標の計画最終年度の目標を設定しています。
 また、指標がどの施策と関連しているかも示しています。
 なお、「現状」には、一部を除き、小数第一位を四捨五入した数値を記載し、年度表記がないものは平成29年度の現状を示しています。
 関連施策の見方：例) 2-1は「目標2の施策1」を表しています。

参考指標	現状

「参考指標」は、目標の背景となる事柄であり、大きな数値変動の有無を確認するための指標です。

○「成果指標」は、毎年度行う点検及び評価において、目標の達成状況や課題を踏まえ、内容の見直しを行うことがあります。

方針1

感性を豊かに働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる

未来へ向かって成長し、未来を担う子どもに、これからの社会をよりよく生きていくことができる力を育むことは、大変重要なことです。

複雑で予測が困難である社会にあっては、変化を前向きに受け止め、自らの生涯を切り拓く力強さと、他者と協働してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。

このため、強い意志を持って主体的に学び、考え、行動する力と、豊かな人間性を備えた、これからの社会をたくましく生きていくことのできる子どもを育てます。

市川市の進める教育政策を確かなものにするためには、より多くの人の教育への参画が必要です。このため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、十分に連携・協働をして、幅広い教育機能の活性化を図ります。

【基本的な役割】

1 家庭の役割

家庭は、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他者に対する思いやりや命を大切にできる気持ちなどを養う上で、最も重要な役割を担います。

自立心や基本的な生活習慣などを身に付けることは、人と関わり生活したり、生涯を通じて学んだりする上で、大変重要なことです。

家庭は、その役割を見つめ直し、学校や地域と連携し、子どもをあたたく育みます。

2 学校の役割

教育活動の中心になるのは学校です。学校は、子どもの個性を伸ばし可能性を広げ、たくましく、そして、しなやかに生きていくことのできる子どもの育成を進めなければなりません。

そのために教職員は、子どもへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感を持って指導にあたる必要があります。

また、学校は、家庭や地域との連携を図るために、より一層の働きかけを行い、地域とともにある学校の実現に努めます。

3 地域の役割

地域では、家庭や学校における人間関係の中での生活とは異なり、さまざまな役割を持つ異なる年齢層の人々と出会うことができます。そして、子どもは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、自己肯定感や社会参画意識を高めるとともに、自然や優れた文化・芸術に直接触れ、体験をすることができます。

地域は家庭や学校と目標を共有し、人と人の豊かなつながりの中で、連携・協働しながら子どもを育む場となることが重要です。

また、地域は、生涯を通じて人々がそれぞれの資質・能力の向上を図り、その個性を伸ばし、自分を輝かせるための学びの場となります。

目標
1

自分を大切にし、他人を思いやる気持ちなど、豊かな心を育む

人と人々が支え合う社会の中で、自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、多様な人々と協調しながら生きていくためには、自分を大切にする気持ちとともに、他者を思いやる気持ちが必要です。

子どもを取り巻く環境の変化などから、規範意識や人間関係を形成する力の低下、さらには命を軽んじる風潮などがあります。

教育委員会では、人と関わり、ふれあう活動をはじめ、命を大切にする教育の推進や道徳教育、読書教育を一層充実させることにより、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもの育成を目指します。そして、人と人とのあたたかい関わりの中で、家庭・学校・地域が目指す子ども像を共有し、連携・協働を通じて、豊かな心を育んでいきます。

▶施策

1 人と関わる力を身に付ける活動の充実

人と関わる力を身に付け、望ましい人間関係をつくるために、学校生活や地域活動などを通して、相手の話をよく聞いたり、自分の思いを相手に伝えたりして、互いの価値観を認め合う力を育成します。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 学習支援推進事業

2 道徳教育の充実（命を大切にす教育の推進）

道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度など、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、特別の教科 道徳を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

自分の命はもちろん、他人の命も大切にす意識を育みます。自分の良いところをたくさん見つけ、それを伸ばしていくことで、自分しかかけがえのない存在と認めることのできる教育を進めます。

また、いじめをしない、させない、許さないなど、他人を思いやるあたたかい心を育成します。

【主な事業】

- 道徳教育推進事業
- 学校支援実践講座事業
- 教員研修事業

3 読書教育の推進

豊かな心を育むために、読書コミュニティ[※]をはじめとする、多様な読書活動や学習活動での図書活用など、幼児期からの読書教育を推進します。また、図書館の役割が重要であることから、図書館資料の整備、学校図書館相互や公共図書館とのネットワークの積極的な活用など、図書館機能の充実を図ります。

※ 読書コミュニティ…家庭・学校・地域が一体となって読書活動を進め、読書を通じた子育てを進める地域社会。

●第4章 方針と目標、施策●

【主な事業】

- 学校図書館支援センター事業
- 学校司書設置事業
- 小学校・中学校図書館資料整備事業

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる」と回答する児童生徒の割合	小6： 93% 中3： 93%	小6： 95% 中3： 95%	1-1
「友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができる」と回答する児童生徒の割合	小6： 82% 中3： 86%	小6： 90% 中3： 90%	1-1
「お子さんは友達や近所の人などに、自分から進んで挨拶をしている」と回答する保護者の割合	小： 78% 中： 85%	小： 80% 中： 90%	1-1
「お子さんは、誰とでも優しく関わっている」と回答する保護者の割合	小： 93% 中： 91%	小： 95% 中： 95%	1-1 1-2 1-3
「自分には、よいところがあると思う」と回答する児童生徒の割合	小6： 76% 中3： 66%	小6： 80% 中3： 70%	1-2
「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」と回答する児童生徒の割合	小6： 96% 中3： 90%	小6： 100% 中3： 100%	1-2 12-2
いじめの解消率	小： 97% 中： 91%	小： 97% 中： 97%	1-2 12-2
「お子さんは、自分の役割に責任を持って取り組んでいる」と回答する保護者の割合	小： 86% 中： 88%	小： 90% 中： 90%	1-2
家庭・地域と協力して道徳教育を進めた学校の割合	授業公開：85% 人材活用：46%	授業公開：90% 人材活用：55%	1-2
「読書は好きです」と回答する児童生徒の割合	小6： 72% 中3： 73%	小6： 82% 中3： 82%	1-3

参考指標	現状
学校支援実践講座を行った学校数・学級数	18校 65学級
学習活動などで、学校図書館を利用した授業時間数	小： 34,247 時間 中： 5,644 時間

目標
2

主体的に学びに向かい、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の
資質・能力を育成する

変化が激しく将来の予測が困難な社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の育成が重要になります。

教育委員会では、子どもの発達や成長のつながりを大切にし、学校間のなめらかな接続・連携を図ったり、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習を推進したりするなど、一人一人に寄り添った教育を充実させていきます。また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、開かれた教育課程の実現や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。

▶ 施策

1 幼児期における教育の推進

集団生活や遊びを通して、健康な心と体、社会性を身に付けるために、自然や芸術にふれる機会などにより、情緒豊かな心を育みます。また、友だちとの関わりなどから、人と関わる力を身に付け、身近な出来事に興味・関心を持つことにより、意欲や探究心を高めていきます。さらに、子ども一人一人の個性を大切にしつつ、集団生活の中での自己抑制力、道徳性の芽生えを培い、生きる力の基礎を育む教育を推進します。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 幼稚園教諭と保育士との交流
- アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム研修事業

2 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進

基礎的・基本的な内容を確実に習得し、個に応じた学びを充実させるために、指導方法の改善と学習環境の整備に取り組みます。また、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を図るとともに、身に付けた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるための問題解決型の学習を充実させます。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 少人数学習等担当補助教員事業
- 学校環境整備事業
- 小学校・中学校コンピューター教育振興事業
- 各種作品展事業
- 音楽会活動事業
- 教職員研修事業

3 情報教育の推進

学習の基盤となる資質能力としての情報活用能力を育てます。小学校では、図書資料を活用する力や、情報手段の基本的な操作能力、プログラミング的思考を育て、中学校では、さらに生活や社会における問題をプログラミング的思考によって解決する力を養います。また、情報モラル教育を推進し、情報技術

を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画しようとする態度を育てます。

【主な事業】

- 小学校・中学校コンピューター教育振興事業
- 教職員研修事業
- 学校図書館支援センター事業
- 小学校・中学校図書館資料整備事業

4 学校間の連携の推進

子どもの学びや育ちの連続性を強化するために、幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校など、地域での学校間の連携を推進します。また、中学校ブロックを中心とした教職員や子どもの相互交流、授業公開などにより、指導の方法や子どもに関わるさまざまな情報の共有化を図るとともに、人事交流を推進します。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 市川版中高一貫教育推進事業
- 交流人事
- アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム研修事業

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「幼稚園は、子ども一人一人に応じた丁寧な援助や指導を行っている」と回答する保護者の割合	幼 : 98%	幼 : 99%	2-1
「お子さんは、誰とでも優しく関わっている」と回答する保護者の割合	幼 : 91%	幼 : 95%	2-1
「食事のマナー、着替え、うがい、手洗いなど基本的な生活習慣が身に付いている」と回答する保護者の割合	幼 : 98%	幼 : 99%	2-1
「授業で学んだことを、ほかの学習や普段の生活に生かしている」と回答する児童生徒の割合	小6 : 79% 中3 : 66%	小6 : 85% 中3 : 75%	2-2
「家で、自分で計画を立てて勉強をしている」と回答する児童生徒の割合	小6 : 61% 中3 : 44%	小6 : 65% 中3 : 50%	2-2

●第4章 方針と目標、施策●

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「お子さんは分からないことを自分から調べるなど、いろいろなことに興味を持って学習に取り組んでいる」と回答する保護者の割合	小 : 64% 中 : 55%	小 : 70% 中 : 60%	2-2
全国学力・学習状況調査の結果(平均正答率)	小6国語A : 市 70%(国 70.7%) 小6国語B : 市 55%(国 54.7%) 小6算数A : 市 64%(国 63.5%) 小6算数B : 市 53%(国 51.5%) 小6理科 : 市 61%(国 60.3%) 中3国語A : 市 77%(国 76.1%) 中3国語B : 市 62%(国 61.2%) 中3数学A : 市 66%(国 66.1%) 中3数学B : 市 48%(国 46.9%) 中3理科 : 市 66%(国 66.1%) (平成30年度)	各教科の平均 正答率が全国 平均正答率を 上回る	2-2
「コンピューターやインターネットなどを活用した学習に進んで取り組んでいる」と回答する児童生徒の割合	今後把握	小6 : 100% 中3 : 100%	2-3 11-1 11-2
「パソコンや携帯電話などの安全な使い方が分かり、自分を守り、他人に迷惑をかけないように気を付けている」と回答する児童生徒の割合	小5 : 96% 中2 : 95%	小6 : 100% 中3 : 100%	2-3 12-1
アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム*の実施・活用状況	今後把握	アプローチカリキュラム : 70% スタートカリキュラム : 70%	2-4
「近隣等の中学校(小学校)と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った」と回答する学校の割合	小 : 44% 中 : 44%	小 : 90% 中 : 90%	2-4

※ アプローチカリキュラム…幼児期にふさわしい生活を通して、この時期の資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるよう工夫された5歳児10月から修了までの指導計画

スタートカリキュラム…小学校生活へ適応していけるよう、幼児期の育ちや学びを基にして編成した入学当初の指導計画

●第4章 方針と目標、施策●

参考指標	現状
<p>「学力向上や学習の定着等を目的として、図書館資料を活用した授業を計画的に行った」と回答する学校の割合</p>	<p>①月に数回程度以上行った 小6： 46% 中3： 25%</p> <p>②年に数回程度行った 小6： 54% 中3： 75%</p> <p>③行っていない 小6： 0% 中3： 0%</p>
<p>普段（月～金曜日）、学校の授業時間以外の1日当たりの勉強時間</p>	<p>①2時間以上 小6： 33% 中3： 34%</p> <p>②2時間未満 小6： 63% 中3： 59%</p> <p>③全くしない 小6： 4% 中3： 7%</p>
<p>「全国学力・学習状況調査の分析結果について、近隣等の中学校（小学校）と成果や課題を共有した」と回答する学校の割合</p>	<p>小： 33% 中： 38%</p>

目標
3

健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する

長寿化に伴う、人生 100 年時代の到来が予測されており、ますます生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力を育成していくことが大切になってきています。

生涯にわたって、健康で充実した生活を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、健康な体をつくることが大切です。

教育委員会では、食を含めた望ましい生活習慣を身に付けるために、健康に関する正しい知識や情報に基づいて、自らの健康について判断できる能力を育てます。また、運動やスポーツに親しむ機会を充実することにより、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育成します。

▶施策

1 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進

健全な生活習慣を身に付けるために、検診や調査に基づき、一人一人の実態に応じた指導・支援を行います。また、家庭・学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付ける取組を推進します。

【主な事業】

- ヘルシースクール※1 推進事業
- 小児生活習慣病予防検診
- すこやか口腔検診

2 食育の推進

望ましい食習慣を身に付けるために、調理実習や農業体験などの体験的な活動を通して、食と健康に関する興味関心を高めます。また、食品の安全性などの知識を習得し、食に関する自己管理能力の育成を推進します。さらに、給食の時間をはじめ、授業や委員会活動などに栄養教諭や栄養職員が積極的に関わり、「食」に関する指導の全体計画の下、学校教育活動全体で取り組むとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取組を進めます。

【主な事業】

- ヘルシースクール推進事業
- 学校給食運営事業
- 教職員研修事業

3 体力向上の取組の推進

子どもの体力向上を図るため、運動量が十分確保された体育の授業を実施し、休み時間には外遊びができる環境づくりに取り組みます。また、運動部活動の充実を図るとともに、地域のスポーツ指導者などと連携し、子どもが積極的に運動やスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

【主な事業】

- ヘルシースクール推進事業
- 体力向上推進事業
- 教員研修事業

●第4章 方針と目標、施策●

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
小児生活習慣病予防検診 ^{※2} の児童生徒の有所見率	19%	15%	3-1
「お子さんは、規則正しい生活習慣（睡眠・食習慣など）が身に付いている」と回答する保護者の割合	小 : 82% 中 : 70%	小 : 85% 中 : 75%	3-1
「給食を楽しんで食べている」と回答する児童生徒の割合	小5 : 94% 中2 : 90%	小 : 94% 中 : 91%	3-2
「朝は主食とおかず（主菜、副菜）がそろった食事をしている」と回答する児童生徒の割合	小 : 65% 中 : 68%	小 : 75% 中 : 75%	3-2
新体力テストの総合得点Tスコア	小男：47.4点 小女：47.2点 中男：49.2点 中女：49.5点	小男：50点 小女：50点 中男：50点 中女：50点	3-3
「お子さんは、すすんで（外で遊ぶなど）体を動かしている」と回答する保護者の割合	小 : 79% 中 : 64%	小 : 82% 中 : 67%	3-3

※1 ヘルシースクール…子どもたちが健康について自ら考え行動し、体力の向上、生活習慣・食生活の改善を図ることができるようにする取組

※2 小児生活習慣病予防検診…将来の生活習慣病（糖尿病、高血圧症などの病気）の因子を持つ児童生徒の早期発見と個別指導を目的とする検診。

目標
4

社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成する

変化の激しい社会を生き抜いていくためには、子どもが夢や希望をもち、人生を前向きに考えていけるようにすることや、発達段階に応じて積み重ねていく学びの中で、地域や社会と関わり、さまざまな職業に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことが重要となります。

そのために、学校と社会との接続を意識し、子ども一人一人に、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す教育が必要です。

勤労観や職業観の変化などの社会問題に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力を持った子どもの育成を目指します。

▶ 施策

1 キャリア教育・職業教育の推進

子ども一人一人が、社会的・職業的に自立するために必要となる基礎的な能力や態度を教育活動全体を通じて育成します。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 学習支援推進事業

2 地域や企業との連携推進

地域を担う人材育成のために、地域の方々との交流や人材活用、地元企業等における子どもの職場体験、起業体験などを支援します。

【主な事業】

- 学習支援推進事業
- 学校情報化研究事業

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「家の人（兄弟姉妹を除く）と将来のことについて話すことがある」と回答する児童生徒の割合	小6： 46% 中3： 54%	小6： 55% 中3： 65%	4-1
「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の割合	小6： 85% 中3： 68%	小6： 90% 中3： 75%	4-1 4-2
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答する児童生徒の割合	小6： 92% 中3： 90%	小6： 95% 中3： 93%	4-1 4-2
「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と回答する学校の割合	小： 95% 中： 75%	小： 98% 中： 85%	4-2 5-1 5-2 5-3

目標
5

家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取組を推進する

教育は、家庭・学校・地域の相互の取組によって担われるものであり、子どもは、社会全体で育まれます。

これまでも、学校は、家庭や地域との連携を図り、人々の積極的な協力を得て、さまざまな教育活動を実践してきました。

今、学校が教育目標を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、保護者や地域の方々とともに子どもを育てていくという視点に立つことが重要です。

そのために、これまで教育委員会が進めてきた家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」をさらに継続・発展させます。

今後、より一層、保護者や地域の方々と同目標やビジョンを共有し、家庭の役割や責任を明確にした具体的な連携を強化するとともに、地域と連携・協働し、地域と一体となって子どもを育む、地域とともにある学校への転換を進めます。

▶施策

1 学校・地域と連携・協働した家庭の教育力の向上

学校、PTA などと家庭との連携を強化し、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組めます。また、家庭学習の習慣化を図るため、学校と連携した取組を進めます。さらに、家族の関わりを深めるための取組を支援します。

【主な事業】

- 家庭教育学級運営事業
- 創意と活力のある学校づくり事業

2 家庭・学校と連携・協働した地域の教育力の向上

学校を核とした地域のコミュニティづくりのために、より多くの人が集い、つながる場づくりを進めます。また、家庭・学校・地域のさまざまな活動を支援する地域学校協働活動推進員の育成に取り組めます。さらに、企業やNPOを含むさまざまな関係機関との連携・協働体制を構築し、互いの知識や人材を活用して、家庭・学校・地域における協働活動を推進します。

【主な事業】

- コミュニティ・スクール学校運営協議会運営事業
- コミュニティ・スクール地域学校協働活動推進事業

3 家庭・地域と連携・協働した学校の活性化

学校だより、ホームページ、学校公開、公開研究会などによる積極的な情報の発信を通して、保護者や地域の方々の学校への関心を高め、学校の教育活動や環境整備などに、より多くの人に関わることができる機会を充実させます。また、学校と家庭、地域の代表者で構成される学校運営協議会を活用し、地域とともにある学校づくりを目指します。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業
- 学校情報化研究事業
- コミュニティ・スクール学校運営協議会運営事業
- コミュニティ・スクール地域学校協働活動推進事業

●第4章 方針と目標、施策●

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「子どもの育ちのために、学校や地域との関わりを持つようにしている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	5-1
【再掲】「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と回答する学校の割合	小 : 95% 中 : 75%	小 : 98% 中 : 85%	4-2 5-1 5-2 5-3
「学校は、家庭・地域と連携を図り、地域の活性化につながる取組を進めている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	5-1 5-2 5-3 9-1 10-1
「教育についてのニュースや話題に関心がある」と回答する人の割合	83% (平成30年度)	90%	5-2
「住まいの地域にある学校を支援する活動に参加したいと思う」と回答する人の割合	48% (平成30年度)	60%	5-2 9-2 10-1
「学校は、目指す子どもの姿や学校経営方針について、保護者に理解されるよう努めている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	5-3 10-1
「学校運営協議会を通じて、地域の声を生かした学校運営が図られている」と回答する学校の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	5-3

参考指標	現状
「学校では、PTAや地域の人が学校の諸活動（学校の美化、登下校の見守り、学校行事の支援など）にボランティアとして参加してくれる」と回答する学校の割合	小 : 100% 中 : 94%
「保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があった」と回答する学校の割合	小 : 100% 中 : 94%
【目標7にも掲載】地域学校協働活動推進員※が学校へ派遣したボランティアの人数	3,290人

※ 地域学校協働活動推進員…学校と地域を結ぶコーディネーター。

方針2

“自分らしく輝くための学び”の環境の実現と学びのセーフティネットを構築する

年齢、性別、国籍、経済事情、障がいの有無等に関わらず、人には無限の可能性が 있습니다。よりよい人生、よりよい社会にしていくために、誰もが社会の一員として自立し、社会に主体的に参画できるようにすることが必要です。

子どもから大人まで、一人一人がそれぞれのライフステージに応じて主体的に活動できるよう、多様な教育的ニーズに的確に応えられる体制づくりも必要です。

そのために、地域コミュニティを核としたあたたかい人と人との関わりの中で、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習“自分らしく輝くための学び”の環境の実現を目指します。

そして、夢や希望を持ち、自らの個性を伸ばし可能性を広げられるよう、家庭や地域と連携し、個に寄り添った支援の充実や、地域の多様な教育資源を効果的に活用するなどの取組を進めます。また、豊かな地域社会をつくるためには、地域の教育力の向上を図るとともに、学んだ成果を地域社会に還元する、学びと活動の循環を促進します。

さらに、多様な学習のニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効活用を進めます。また、地域にある大学と連携することにより、交流活動や学びの場を広げます。

目標
6

人生 100 年時代を見据えた“自分らしく輝くための学び”を推進する

人生 100 年時代の到来を見据え、誰もが、主体的に学び、これまで以上に知識や能力を身に付けることや、人とつながり学びや活動を循環させることにより、人生を豊かにしていくことができるよう、“自分らしく輝くための学び”を推進します。

教育に支援が必要な幼児児童生徒に対し、その時点で最も教育的ニーズに応じた指導が提供できるよう、市川市では、特別支援学級などの教育の場を設置していますが、障がいのある方々が自らの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参画に必要な力を培うためには、学校卒業後における学びの支援も重要です。家庭・学校・地域の連携・協働の下、誰もが“自分らしく輝くための学び”により、自らの可能性を最大限伸ばせるよう支援します。

▶施策

1 “自分らしく輝くための学び”の機会の充実

一人一人が生涯にわたり、さまざまな場や機会において、個性を伸ばし、可能性を広げていくことができる学びを充実させるとともに、学習情報の発信を積極的に行います。

【主な事業】

- 公民館主催講座活動事業
- いちかわ市民アカデミー講座

2 学校卒業後における障がい者の学びの支援

市川市が設置している特別支援学校には高等部がありますが、学校卒業後も自立に向けて生涯を通じて学べるよう、ニーズを的確に捉え、関係機関との連携を図り、教育やスポーツ、文化等のさまざまな学習機会を充実させます。

【主な事業】

- 日曜大学との連携
- 公民館の活用

3 図書館機能を活用した学習活動の充実

誰もが利用しやすい図書館サービスを提供するため、社会情勢や生活の変化に応じた市民のニーズを把握することに努め、資料の収集やレファレンスサービス^{※1}の充実、図書館ネットワーク^{※2}の一層の活用を図ります。また、郷土市川について学ぶ機会の拡充を図るため、行政資料や地域資料の積極的な収集を進めます。

※1 レファレンスサービス…事実情報や文献資料を求めている利用者に対して、図書館員が図書館資料を使って答えたり、回答に含まれる情報源を提示・照会したりする人的サービス。

※2 図書館ネットワーク…図書館と関連施設を結び、図書館資料の予約・取り寄せ・返却などができるシステム。

【主な事業】

- 蔵書構築事業

4 博物館などの活用を通じた学習活動の推進

博物館の持つさまざまな機能を活用し、体験活動の充実や、講師派遣などの教育普及サービスを生かした学習活動を推進します。また、子どもの学習活動を支援するため、博物館などの社会教育施設と学校との連携を図ります。

【主な事業】

- 博物館調査研究・保存事業
- 博物館教育普及事業
- 博物館運営基本方針の運用（博物館運営事業）
- 博物館の体験学習を支援するボランティアの養成
- 博物館企画展事業

5 公民館を活用した地域の学習拠点づくり

地域の学習拠点として、公民館に対する各地域のニーズや実態を把握し、公民館の持つ機能の有効利用を図るとともに、学校や地域の人材を活用し、連携することで地域に密着した公民館運営を推進します。

【主な事業】

- 公民館主催講座活動事業

6 文化財の保護と活用

市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源と捉え、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。また、市内に残る貴重な文化財を未来の子どもに継承するため、市川市文化財指定基準に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産の保護を図ります。

【主な事業】

- 博物館の活用の推進（文化財を活用した博物館事業）
- 指定文化財維持管理費補助金事業
- 史跡公有化事業及び史跡維持管理事業

●第4章 方針と目標、施策●

施策

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「地域には学ぶ場と機会（文化活動やスポーツ活動を含む）が十分にある」と回答する人の割合	17% (平成30年度)	30%	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6
「この1年くらいの間に、生涯学習をしたことがある」と回答する人の割合	36% (平成30年度)	50%	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6
「生涯学習に関する情報提供が十分である」と回答する人の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6
「学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されている」と回答する障がい者の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	6-2

参考指標	現状
生涯学習をしたことがある場所や形態の把握	公民館 47% 図書館 23% 学校 23% (平成30年度)
公民館が学校や地域と連携した講座数	103件
文化財資料の延べ利用回数	3,274回

目標
7

特別支援教育など、教育的ニーズに応じた支援を充実させる

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人一人の個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進めます。

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、それぞれ子どもの学びの環境を整えるとともに、一人一人の抱える困難や課題を把握し、発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を一層充実させていきます。特に、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援が行われるよう市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の活用を進めます。

また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるよう、教職員の研修等を実施し、指導力向上を図ります。

家庭環境や障がい、日本語指導の必要性など、支援が必要な子どももしっかりとした学力を身に付けることができるようにすることが必要です。

教育委員会では、経済的に就学困難な子どもの教育費負担の軽減に向けた経済的支援や、関係機関等との連携を強化して多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会の提供を行います。

▶施策

1 特別支援教育の推進

市川市特別支援教育推進計画に基づき、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）の作成の推進など、学校教育全体で具体的な取組を推進するとともに、保護者や地域における特別支援教育についての理解・啓発を行います。また、早期から就園や就学に関する相談を行い、教育的ニーズに応じた支援ができるようにするとともに、ICTを活用した指導や支援を含めた学習環境の整備を進めます。さらに、研修の充実などによって、全教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の視点を生かして、発達障がいのある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導・支援の充実を図ります。

【主な事業】

- 特別支援教育推進事業
- 特別支援学級及び通級指導教室の設置
- 特別支援学級等補助教員雇上事業
- 教員研修事業
- 教育相談事業

2 教育的支援が必要な子どもへの対応（不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒など）

特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるように人員の配置・相談活動・指導力の向上などに取り組み、一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を行います。また、不登校児童生徒に丁寧寄り添い、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を充実させます。さらに、帰国児童生徒や外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒が海外における学習・生活体験を生かしつつ円滑に学校生活に適應できるよう、日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導の充実を図ります。

【主な事業】

- 特別支援教育推進事業
- 教員研修事業
- 市立幼稚園ひまわり学級
- 幼児教育相談事業
- スクール・サポート・スタッフ事業
- 教育相談事業

- 適応指導教室運営事業（ふれんどルーム市川）（訪問員派遣）（不登校対策協議会）
- 小学校等不登校対策訪問
- 外国人児童生徒等適応支援事業

3 夜間中学の充実

夜間中学とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級です。市川市では、昭和57（1982）年4月1日より、夜間中学校を設置しています。教育機会確保のため、夜間中学の教育活動を充実させます。

【主な事業】

- 中学校夜間学級調査研究

4 学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署等との連携の強化

家庭環境等に左右されず、児童生徒の学力が保障されるよう、学校の指導体制の充実を図ります。また、子ども・福祉関係部署等と教育委員会・学校の連携を強化します。

【主な事業】

- 教育相談事業（ライフカウンセラー設置事業）
- 健全育成連絡協議会

5 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

教育機会の均等を確保するため、就学援助や奨学金を支給するなど、経済的に就学困難な子どもに関わる就学を援助します。

【主な事業】

- 就学援助制度
- 奨学資金制度
- 入学準備金貸付制度

6 地域の教育資源の活用

地域住民等の協力や、学校のプールや校庭などの地域の多様な教育資源を効果的に活用し、学習支援やスポーツ機会の充実を図ります。

●第4章 方針と目標、施策●

【主な事業】

- 校内塾・まなびくらぶ事業
- 学校施設開放事業
- コミュニティ・スクール地域学校協働活動推進事業

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
幼・小・中学校等の通常の学級において特別な支援を必要としている児童等のうち、個別の指導計画が作成されている児童等の割合	幼 : 100% 小 : 79% 中 : 82%	幼 : 100% 小 : 100% 中 : 100%	7-1
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	7-2
「学校は、子ども一人一人に適切な指導や支援を行っている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	7-2
「学校は、保護者の思いや願いに対して適切に対応している」と回答する保護者の割合	小 : 88% 中 : 81%	小 : 95% 中 : 90%	7-2 7-4
「市川市に夜間中学校があることを知っている」と回答する人の割合	32% (平成30年度)	75%	7-3
「義務教育期間中、経済的に就学が困難な場合、就学援助制度があることを知っている」と回答する人の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	7-5
「中学校卒業後、経済的に就学が困難な場合、奨学金や入学準備金貸付制度があることを知っている」と回答する人の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	7-5

参考指標	現状
須和田の丘支援学校の児童生徒数	151人
特別支援学級の児童生徒数	555人
通級指導を受けている児童生徒数	110人
幼・小・中学校等の通常の学級において作成されている市川スマイルプランの作成数	697件
【目標12にも掲載】不登校児童生徒の出現率	小 : 0.56% 中 : 3.17%
【目標5にも掲載】地域学校協働活動推進員が学校へ派遣したボランティアの人数	3,290人

目標
8

グローバルに活躍する人材を育成する

グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語の習得や共生していくために必要な力を育成することが重要です。

教育委員会では、日本や郷土市川の伝統と文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、語学力・コミュニケーション能力を身に付けて、グローバルな視点を持ち、地域でも国際社会でも活躍できる人材を育成します。

▶ 施策

1 外国語教育の推進

外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するために、小学校3・4年生の外国語活動や小学校5・6年生と中学校の教科としての外国語教育を充実させ、英語力の向上を目指します。また、小中学校で連続した指導が行われるよう、連携を強化し、指導内容の充実と体系化を図ります。

【主な事業】

- 小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）
- 外国語指導助手（ALT）派遣事業

2 国際理解のための学習の推進

国際社会において、グローバルな視点に立って主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解の精神等を身に付ける学習機会の充実を図ります。

【主な事業】

- 国際理解教育の推進
- 公民館主催講座活動事業

3 青少年の海外交流支援

異なる文化を持つ人々と理解し合い、協調していく力を育成するために、外国の歴史・文化・生活習慣を学ぶ機会の充実を図ります。

【主な事業】

- 中学生海外派遣事業（派遣・受入）

4 地域の歴史や文化に関する教育の推進

郷土を愛する心と豊かな情緒を培うため、学校・博物館・地域団体などと連携して、郷土市川の歴史や文化を深く理解する機会の充実を図ります。

また、教育委員会等で作成し、小学校で使用している社会科副教材「わたしたちの市川」をさまざまな場面で活用していきます。

●第4章 方針と目標、施策●

【主な事業】

- 社会科副読本等製作事業（郷土学習情報化研究会議）
- 博物館教育普及事業
- 公民館主催講座活動事業

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
英検（実用英語技能検定）3級ないしは英検3級と同等の力を有する生徒の割合	62% (3級レベル以上)	70% (3級レベル以上)	8-1
「外国語活動の授業が好き」と回答する児童（小学校3・4年生）の割合	今後把握	平成31年度の実績より増	8-1
「英語の授業が好き」と回答する児童（小学校5・6年生）の割合	77% (「楽しい」の割合)	80%	8-1
「英語の授業が好き」と回答する生徒（中学校1・2年生）の割合	64% (「楽しい」の割合)	70%	8-1
「将来、外国へ留学したり、国際的な仕事についてみたいと思う」と回答する児童生徒の割合	小6： 39% 中3： 36%	小6： 40% 中3： 40%	8-1
			8-2
			8-3
「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある」と回答する児童生徒の割合	小6： 61% 中3： 54%	小6： 67% 中3： 60%	8-2
			8-4
			9-2 9-3
「環境問題、貧困問題、エネルギー資源問題などについて考え行動を起こそうと思っている」と回答する人の割合	59% (平成30年度)	64%	8-2 8-4 9-2 9-3

目標
9

新しい地域づくりを推進する

誰もが孤立することなく生きがいを持って社会に参画し豊かな人生を送るためには、人の根幹である豊かな人間性を備えることが必要であり、それは人と人との関わりの中でしか育むことができません。特に、子どもの成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切です。また、地域社会は子どもの成長に欠かせない場であり、地域の教育力の向上が重要です。

教育委員会では、家庭・学校と地域住民、企業、NPO、ボランティア団体などとの連携・協働による世代を超えた交流活動を推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します。

▶施策

1 新しい地域づくりに向けた学びの場づくりの振興

「学びの場」である学校や社会教育施設を核に、活力ある地域のコミュニティ形成のために、より多くの人が集う場づくりを進めます。また、企業やNPOを含むさまざまな関係機関との連携・協働体制を構築し、多様な主体が参画する人づくりや学校を核とした地域づくりを支援します。

【主な事業】

- コミュニティ・スクール学校運営協議会運営事業
- コミュニティ・スクール地域学校協働活動推進事業
- 公民館の活用

2 地域を支える人材の育成と“自分らしく輝くための学び”の成果活用

地域活動を一層推進するために、ボランティアや指導者の発掘と次世代の地域の担い手の育成に取り組みます。また、学んだことを地域活動につなげる、学びと活動の循環の形成を目指します。

【主な事業】

- 青少年指導者育成事業（ヤングカルチャースクール・ジュニアリーダー講習会）
- コミュニティクラブ事業
- 公民館の活用

3 環境学習と体験活動の充実

大人も子どもも年齢や世代を超えた人々と交流しながらさまざまな体験ができるよう、ボランティアや福祉体験、集団宿泊、自然体験、文化芸術など、体験活動の充実を図ります。

【主な事業】

- 学習支援推進事業
- コミュニティクラブ事業
- 体験学習事業（農業体験）
- 野外活動
- 家庭や地域と連携した環境学習の推進

●第4章 方針と目標、施策●

指標			
成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童生徒の割合	小6： 38% 中3： 28%	小6： 44% 中3： 34%	9-1 9-2 9-3
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答する児童生徒の割合	小6： 40% 中3： 27%	小6： 50% 中3： 50%	9-1 9-2 9-3
【再掲】「学校は、家庭・地域と連携を図り、地域の活性化につながる取組を進めている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の 実績より増	5-1 5-2 5-3 9-1 10-1
「日頃、社会の一員として何か社会のために役立ちたいと思っている」と回答する人の割合	79% (平成30年度)	81%	9-1 9-2 9-3
(「生涯学習をしたことがある」と答えた方のうち) これまでの学習を通じて身につけた知識・技能や経験を ①仕事や就職の上で生かしている人の割合 ②家庭・日常の生活に生かしている人の割合 ③地域や社会での活動に生かしている人の割合	① 21% ② 38% ③ 30% (平成30年度)	① 25% ② 43% ③ 35%	9-1 9-2 9-3
【再掲】「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」と回答する児童生徒の割合	小6： 61% 中3： 54%	小6： 67% 中3： 60%	8-2 8-4 9-2 9-3
「ヤングカルチャースクール・ジュニアリーダー講習会※を受講して、成長した」と回答する受講者の割合	78% (平成30年度)	90%	9-2
【再掲】「環境問題、貧困問題、エネルギー資源問題などについて考え行動を起こそうと思っている」と回答する人の割合	59% (平成30年度)	64%	8-2 8-4 9-2 9-3
【再掲】「住まいの地域にある学校を支援する活動に参加したいと思う」と回答する人の割合	48% (平成30年度)	60%	5-2 9-2 10-1

参考指標	現状
地域学校協働活動研修会、地域とともにある学校づくりフォーラムなどの参加者数	430人
地域での付き合いの程度	ない 3.7%

※ ヤングカルチャースクール…高校生が、様々な体験を通し、知識や技術、リーダーシップ力を高める講習会
ジュニアリーダー講習会…中学生が集団活動を通し、様々な体験を行うことで、リーダーシップ力やメンバーシップ力を習得する講習会

方針3

社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する

教育の質を高めるための条件整備は、教育の振興にとって不可欠です。人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新、グローバル化などの社会状況の変化を見据え、社会全体の教育機能の活性化を図り、教育の質を向上させていくためには、良好で質の高い、充実した教育環境を整えていくことが必要です。

教育委員会では、家庭・学校・地域における教育環境の整備・充実を図り、それぞれの実情に合わせた最適な環境の中で、計画的・総合的に質の高い教育を進めていきます。

また、客観的な根拠を重視し、教育行政における基本方針の決定、施策の立案を行うとともに、その実施状況を点検・評価し、改善と充実に努め、積極的な情報発信に引き続き取り組むことにより、教育委員会としての責任と役割を果たし、信頼される教育行政を実現します。

目標
10

持続可能な学校指導体制を整備する

新学習指導要領を見据えた次世代の学校教育は、個々の課題に適切に対応しつつ、「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供に向け、学校の指導体制を整備していくことが必要です。

教育委員会では、子どもが学ぶことの意義を実感し、必要な資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域と協力した教育活動のさらなる充実に努めます。そして、学校における業務の役割分担・適正化を図ること等により、教育力の向上を図ります。また、各学校における子どもの実態を踏まえた特色ある学校づくりを支援します。さらに、研究や研修の充実に図り、教職員の資質・能力の向上を図ります。

▶施策

1 地域とともにある学校づくりの推進

これからの社会はどのような人材を必要としているのかを、学校と家庭・地域がともに考え、将来を担う子どもに必要とされる資質・能力を確実に育成するため、教職員が地域と関わりを持ったり、地域が教育に主体的に関与できたりする取組を進めます。また、学校における働き方改革を推進し、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教職員がそれぞれの力を発揮していくことができるよう、支援を行います。

【主な事業】

- コミュニティ・スクール学校運営協議会運営事業
- コミュニティ・スクール地域学校協働活動推進事業
- スクール・サポート・スタッフ事業
- 学校諸問題対応対策事業
- 学校情報化研究事業
- 業務改善推進事業

2 特色ある学校運営（教育課程づくり）

特色ある学校づくりを実現するために、各学校が作成する「いちかわ学校三カ年計画」に基づいた主体的な取組を支援するとともに、特色ある教育活動の先進事例を提供します。

【主な事業】

- 創意と活力のある学校づくり事業

3 教職員の指導力の向上

確かな学力、豊かな心、健やかな体を持つ子どもを育むことができるよう、若年層教職員の指導力向上やミドルリーダー[※]の育成に関する研修を重点的に実施し、教職員全体の資質・能力の向上を図ります。

※ ミドルリーダー…経験豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐ役割を担う中堅教職員。

【主な事業】

- 教職員等研修事業
- 訪問指導事業
- 学校情報化研究事業
- 教育広報活動事業

●第4章 方針と目標、施策●

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
【再掲】「学校は、目指す子どもの姿や学校経営方針について、保護者に理解されるよう努めている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の 実績より増	5-3 10-1
【再掲】「学校は、家庭・地域と連携を図り、地域の活性化につながる取組を進めている」と回答する保護者の割合	今後把握	平成31年度の 実績より増	5-1 5-2 5-3 9-1 10-1
【再掲】「住まいの地域にある学校を支援する活動に参加したいと思う」と回答する人の割合	48% (平成30年度)	60%	5-2 9-2 10-1
「子どもとじっくり向き合うことができていると思う」と回答する教職員の割合	小 : 73% 中 : 65%	小 : 90% 中 : 90%	10-1
市川市公立学校の教諭の1か月当たりの超過勤務時間が80時間を超えた割合	5~10%程度 (月により異なる)	0%	10-1
「学校は、特色ある取組や教育を進めている」と回答する保護者の割合	小 : 75% 中 : 64%	小 : 80% 中 : 80%	10-2
「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」と回答する児童生徒の割合	小6 : 82% 中3 : 78%	小6 : 90% 中3 : 85%	10-3
「おさんは、授業がわかりやすいと言っている」と回答する保護者の割合	小 : 89% 中 : 68%	小 : 95% 中 : 85%	10-3
「学校生活の中で、児童生徒一人一人のよい点や可能性を見つけ、児童生徒に伝えるなど積極的に評価した」と回答する学校の割合	小 : 100% 中 : 81%	小 : 100% 中 : 100%	10-3
「教職員は校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている」と回答する学校の割合	小 : 87% 中 : 81%	小 : 96% 中 : 92%	10-3

目標
11

教育の未来環境を整備する

ICT の飛躍的な発展は一人一人のニーズに応じた学びを可能にし、教育機会の格差解消にも寄与します。学校における学習面と校務面の両面で ICT の積極的な活用を推進するために、必要な ICT 環境整備を進めていくことが必要です。

教育委員会では、平成 30（2018）年 4 月、文部科学省より示された「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画」を参考に、学校の ICT 環境整備を進めていきます。また、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

▶ 施策

1 教育の ICT 環境整備

情報活用能力などを育成するために、校内 LAN の整備などの学校 ICT 環境整備の促進に計画的に取り組みます。あわせて、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教職員及び児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境整備を促進します。また、体験的な学びを重視し豊かな人間性を育むことを基盤に、ICT を活用して主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業改善を行います。

【主な事業】

- 学校情報化研究事業
- 教職員等研修事業

2 教職員の ICT 活用指導力の向上

ICT 利活用のために、教員研修の充実を図り、教職員の資質・能力の向上を図ります。

【主な事業】

- 学校情報化研究事業
- 教職員等研修事業

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
【再掲】「コンピューターやインターネットなどを活用した学習に進んで取り組んでいる」と回答する児童生徒の割合	今後把握	小6：100% 中3：100%	2-3 11-1 11-2
「主体的・対話的で深い学びの視点で、各教科において ICT を効果的に活用した授業を行っている」と回答する教職員の割合	今後把握	平成 31 年度の 実績より増	11-1 11-2
教育センターが行っている情報教育に関する研修会を受けて、「授業で活用できる」と回答する教職員の割合	今後把握	平成 31 年度の 実績より増	11-1 11-2

参考指標	現状
教育用コンピューター1台あたりの児童生徒数	8.1人(1台あたり)

目標
12

安全・安心で充実した教育環境を実現する

子どもが、学校の登下校中を含め、事件・事故にあう被害が起きています。このことから、学校の教育環境の安全性を高めるとともに、地域全体で子どもの安全を確保することが重要です。そして、学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所となることから、安全性の確保が重要です。

また、子どもが安心して学校生活を送るためには、いじめの根絶が不可欠ですが、ネット上のいじめなどの陰湿ないじめにより、発見が遅れる傾向も見られます。

教育委員会では、安全で質の高い教育環境の整備や、子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。

また、いじめの防止及び早期発見・解消に向けて、積極的な認知と情報共有を徹底します。

家庭・学校・地域が一体となって取り組み、安全・安心で充実した教育環境を実現します。

▶施策

1 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取組の推進

家庭・学校・地域の協力体制の下、通学路の交通安全を確保したり、登下校時のパトロールを強化したり、不審者に関する情報を迅速に共有する体制を整えたりすることで、子どもの安全確保の取組を実施し、子どもの発達段階に応じた生活安全・交通安全・災害安全教育を、関係機関と連携していきます。また、インターネットやスマートフォンの普及に伴う、インターネットトラブルを未然に防ぐための「ネットトラブル防止出張授業」を実施していきます。あわせて、「ネットパトロール」を実施し、トラブルの拡大を防いでいきます。

【主な事業】

- 安全・安心な学校づくりの推進
- 青色防犯パトロール
- 少年補導活動事業（ネットパトロールを含む）
- インターネットトラブル防止出張授業・研修の実施
- セーフティスクールプランの作成・活用
- 防災教育推進事業

2 いじめ、暴力行為などへの対応や、子どもや保護者を支援する相談体制の強化

いじめや暴力行為などを防止するために、パトロールの強化や学校内外における地域の支援体制の充実を図ります。また、いじめや暴力行為などの早期発見、早期対応を図るために、家庭・学校・地域・関係機関との連携を強化します。また、子どもやその保護者が、安心して相談できるように相談員や教職員の研修を進め、教育相談体制の充実を図ります。そして、海外からの子どもが各学校で教育を十分に受けられるようにするために、日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導を充実させます。さらに、学校や医療機関をはじめとする関係機関との連携を推進し、個に応じたきめ細かな支援を行います。

【主な事業】

- ライフカウンセラー設置事業
- 少年相談事業
- 教職員等研修事業
- 少年補導活動事業
- 適応指導教室運営事業

- 小学校等不登校対策訪問
- 教育相談事業
- 外国人児童生徒等適応支援事業

3 放課後の子どもの居場所づくりの推進

子どもが安心して遊ぶことができるように、地域と連携して子どもの活動拠点を設け、健全な育成を図ります。また、共働き家庭などの子どもに対しては、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所づくりの充実を図ります。

【主な事業】

- 放課後保育クラブ
- 子どもの居場所づくり事業

4 防災教育の推進

地震や豪雨等の災害の教訓を生かし、防災意識の高揚を図ります。また、災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力を育みます。

【主な事業】

- 防災教育推進事業

5 安全・安心で質の高い教育環境の整備

安全で質の高い教育環境の実現のために、学校の建替えや社会教育施設の老朽化に伴う改修を計画的に進めていきます。あわせて、トイレ改修による環境改善、バリアフリー化、緑化や自然エネルギーの導入、人口動向や地域の現状、まちづくりの方向性などを考慮し、教育環境の整備を進めます。

【主な事業】

- トイレ改修事業
- 小・中学校営繕事業
- 公民館営繕事業

●第4章 方針と目標、施策●

指標

成果指標	現状	目標 (計画最終年度)	関連施策 (目標-施策)
【再掲】「パソコンや携帯電話などの安全な使い方が分かり、自分を守り、他人に迷惑をかけるないように気を付けている」と回答する児童生徒の割合	小5：96% 中2：95%	小6：100% 中3：100%	2-3 12-1
セーフティスクールプラン※1における安全教育・安全管理・組織的活動の中の22の取組を実施したと回答する学校の割合	45校/55校	55校/55校	12-1
【再掲】「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」と回答する児童生徒の割合	小6：96% 中3：90%	小6：100% 中3：100%	1-2 12-2
【再掲】いじめの解消率	小：97% 中：91%	小：97% 中：97%	1-2 12-2
放課後保育クラブ※2への入所希望児童数に対する入所児童数の割合	100%	100%	12-3
「お子さんは、自らの安全（交通事故・けがなど）に気を付けて生活をしている」と回答する保護者の割合	小：88% 中：90%	小：90% 中：92%	12-1 12-4 12-5

※1 セーフティスクールプラン…学校安全計画（安全に関する学校の取組を具体的にしたもの）を評価・確認する計画、年間2回の評価を実施。

※2 放課後保育クラブ…保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童の授業終了後などにおける遊び及び生活の場。

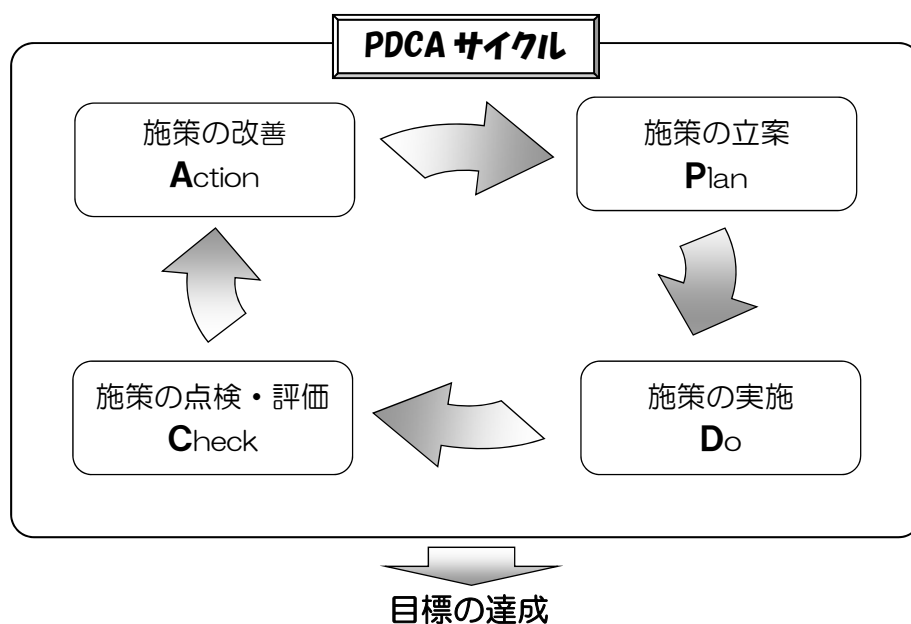
参考指標	現状
【目標7にも掲載】不登校児童生徒の出現率	小：0.56% 中：3.17%

第5章 計画の推進

1 検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践

第3期計画は、その意義やねらいを市民、教育関係者などにわかりやすく伝え、共有するものです。計画の推進にあたっては、進捗状況を客観的に検証し、明らかになった成果や課題などをフィードバックし、施策に反映させていく検証改善サイクル（PDCA サイクル）の実践が重要です。

そこで、第3期計画では、3つの方針の下、12の目標ごとに施策を効果的かつ着実に実施するための成果指標と目標の背景となる参考指標を設定しています。毎年度、成果指標等を踏まえて目標の達成状況を確認することにより、施策の点検・評価を行い、目標達成に向けた改善につなげていきます。



2 新たな教育上の課題への対応

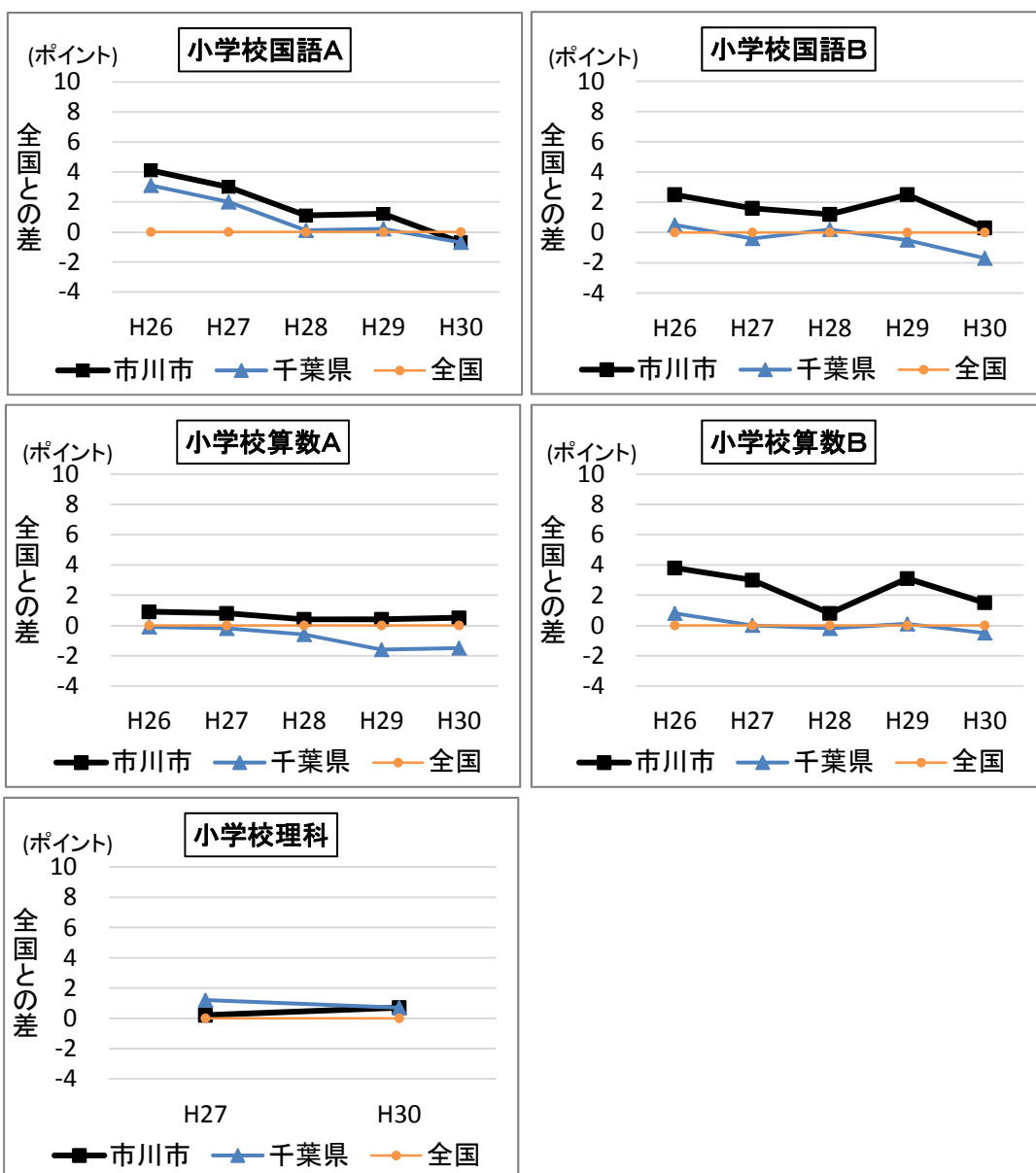
教育を取り巻く諸情勢の変化などにより、第3期計画期間中に新たな教育上の課題が生じた場合は、計画内容の見直しや新たな方策を検討するなど、迅速かつ適切に対応します。

資料編

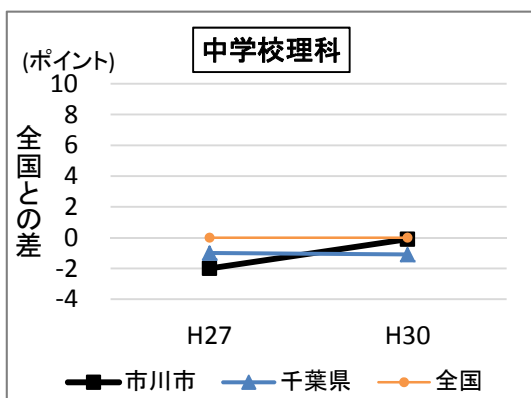
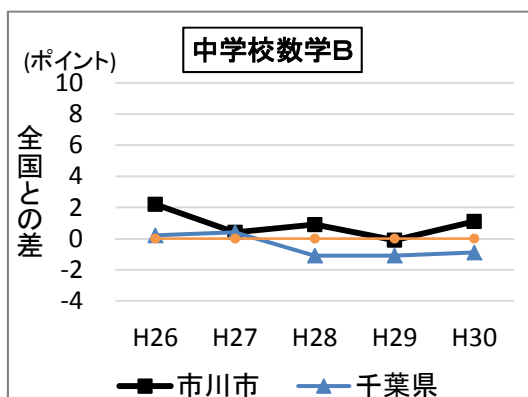
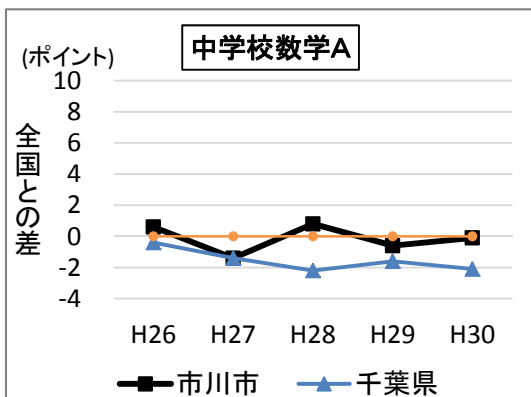
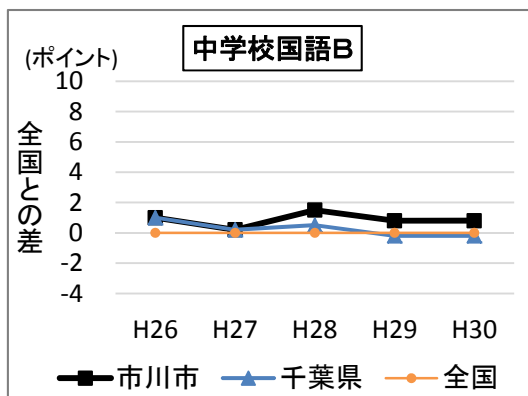
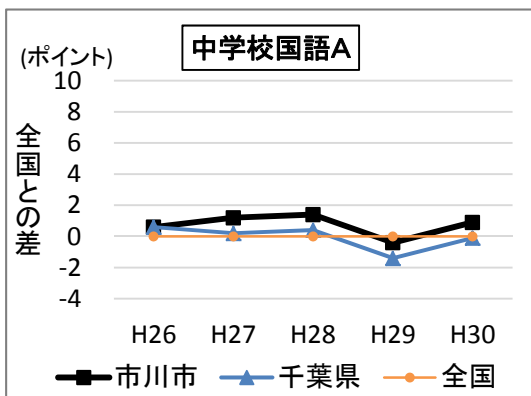
1 本市の教育を取り巻く現状

(1) 全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国（公立）と千葉県・市川市の差の推移

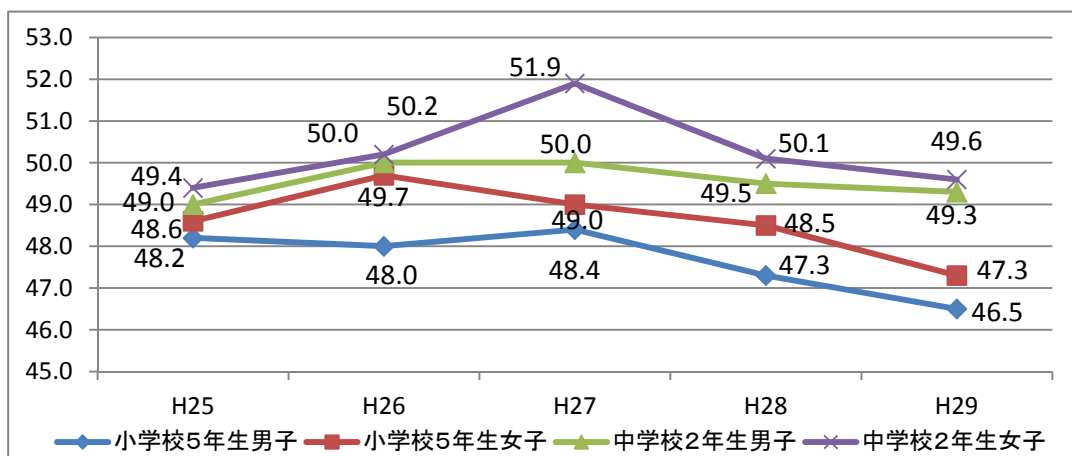
①小学校（公立）



②中学校（公立）



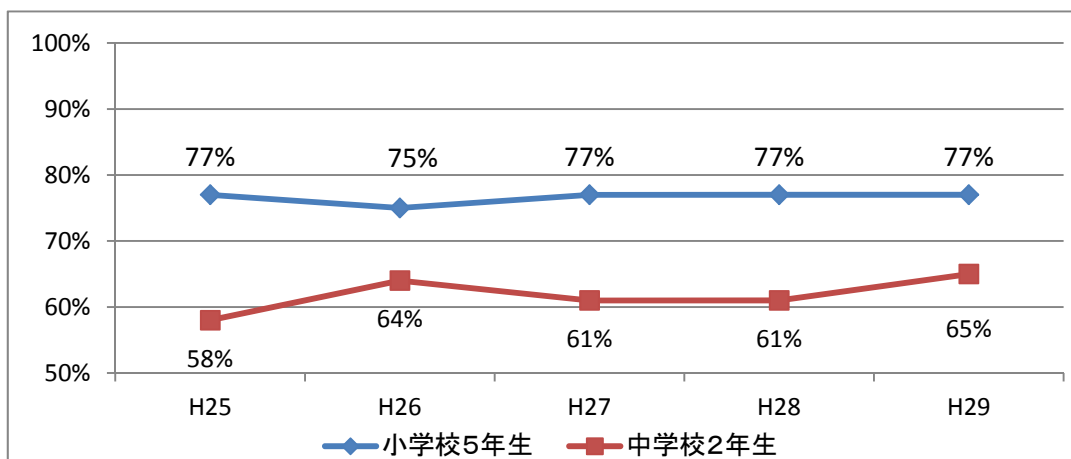
(2) 市川市立学校の新体カテストの総合得点Tスコア



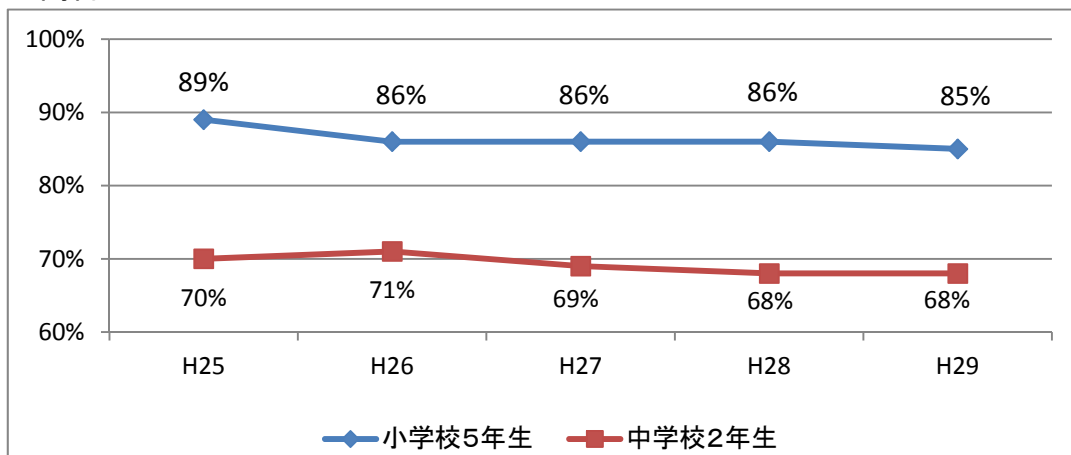
※Tスコア…全国平均を50とした偏差値

(3) 市川市立学校の児童生徒の意識

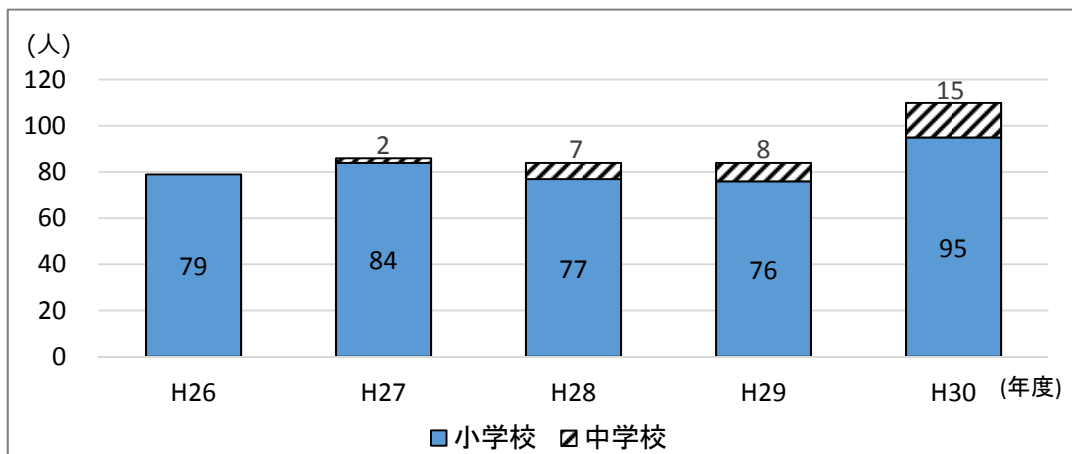
① 「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の割合



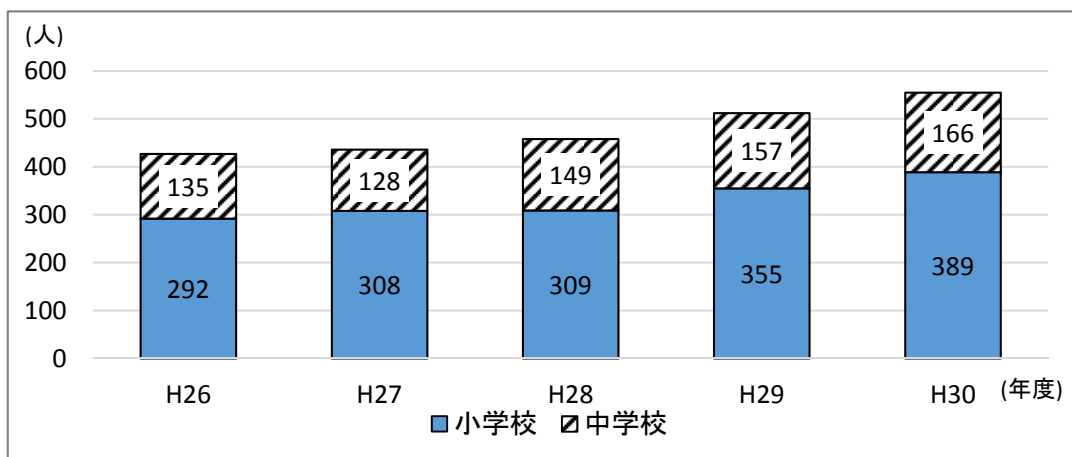
② 「将来、自分がなりたい職業や、やりたい仕事がある」と回答する児童生徒の割合



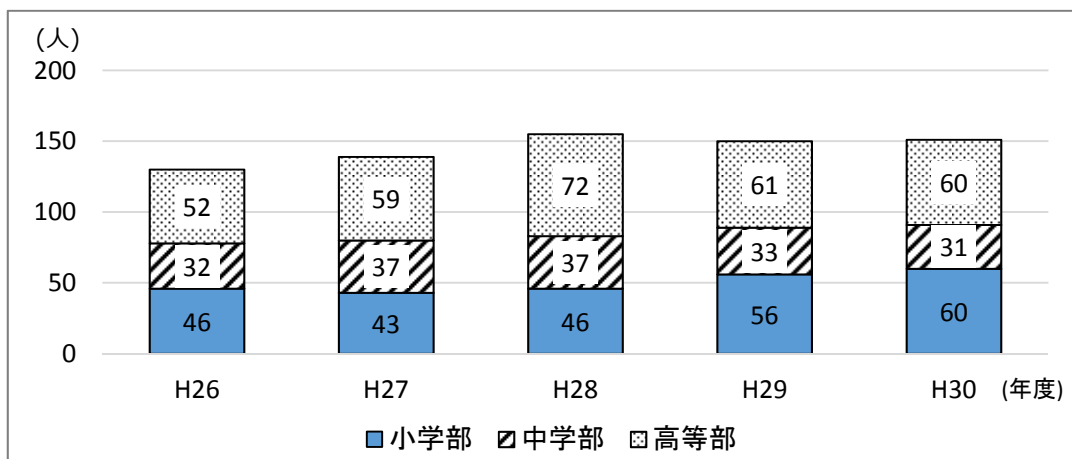
(4) 通級指導教室の児童生徒数 (各年5月1日現在)



(5) 特別支援学級の児童生徒数 (各年5月1日現在)



(6) 須和田の丘支援学校の児童生徒数 (各年5月1日現在)



2 市川市教育振興審議会

(1) 市川市教育振興審議会設置条例

平成 23 年 3 月 28 日
条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 学校教育の関係者
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
 - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

(2) 市川市教育振興審議会委員

選出区分	氏 名	職業等
学識経験のある者 (第1号委員)	天笠 茂	千葉大学特任教授
	田中 孝一	川村学園女子大学教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	広瀬 由紀	植草学園大学准教授
学校教育の関係者 (第2号委員)	黒木 政継	市川市立第一中学校校長
	池谷 佳子	市川市立新浜幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者 (第3号委員)	晒科 里美	市川市立須和田の丘支援学校保護者
	松本 浩和	市川市立真間小学校保護者
地域における教育の向上に資する活動を行う者 (第4号委員)	角谷 好枝	統括的な地域学校協働活動推進員
	冨家 薫	統括的な地域学校協働活動推進員

(3) 諮問書

市川第 20180622-0020 号

平成 30 年 8 月 1 日

市川市教育振興審議会
会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸 彦



第 3 期市川市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき
第 3 期市川市教育振興基本計画を策定するにあたり、市川市教育振興審議会
条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙理由を添
えて貴審議会に諮問します。

《諮問理由》

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、「市川市教育振興基本計画」を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

「第2期市川市教育振興基本計画（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）」に基づく施策の推進により、計画の目標を着実に達成してきました。

一方、さらに充実させていかなければならない施策として、「児童生徒の体力の向上」、「特別支援教育の推進」、「教職員の多忙化解消」、「生涯学習機会の充実」等があることが明らかになりました。

また、社会では、人口減少や高齢化が進み、技術革新やグローバル化が加速度を増しており、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなってきています。

国の「第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」に示されているように、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものにするため、「第3期市川市教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

なお、審議にあたっては次の事項を基本とし、ご検討いただきますようお願いいたします。

1 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項で規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて策定される「市川市教育振興大綱」における教育の目標や方針を尊重した計画とします。
- ・市総合計画の分野別計画であり、本市関連計画とも整合性を図ります。

2 基本理念と計画の体系

- ・現行計画の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとします。
- ・今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的方向等の体系を必要に応じて見直すものとします。

3 計画の対象、期間

- ・教育委員会が実施する市立学校における教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とします。
- ・計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5カ年とします。

4 計画策定時期

- ・平成31（2019）年1月策定を目指します。

(4) 答申書

平成30年12月27日

市川市教育委員会
教育長 田中庸恵 様

市川市教育振興審議会
会長 天笠 茂

第3期市川市教育振興基本計画の策定について（答申）

平成30年8月1日付け市川第20180622-0020号にて市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

本市においては平成26年1月に第2期市川市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）が策定され、平成26年度から30年度までの5年間にわたり、本市の実情に応じた教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進されている。

第2期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものとするため、第3期市川市教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）を策定すべく、当審議会は審議を重ねてきた。

その結果、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

なお、本答申の具体的内容は、別紙「第3期計画」のとおりである。

市川市教育振興審議会

会 長	天笠	茂
副会長	黒木	政継
委 員	田中	孝一
委 員	渡邊	智子
委 員	広瀬	由紀
委 員	池谷	佳子
委 員	晒科	里美
委 員	松本	浩和
委 員	角谷	好枝
委 員	富家	薫

3 策定経過

年 月	主な内容
平成30年 7月	教育委員会において第3期市川市教育振興基本計画策定についての諮問について議決
8月	第3回市川市教育振興審議会において諮問・調査審議 第4回市川市教育振興審議会において調査審議
10月	第5回市川市教育振興審議会において調査審議
11月	第6回市川市教育振興審議会において調査審議
12月	第7回市川市教育振興審議会において調査審議・答申
平成31年 1月	教育委員会において第3期市川市教育振興基本計画決定

市川市教育振興基本計画

平成31年1月発行

編集・発行／市川市教育委員会

〒272-0023 千葉県市川市南八幡1丁目17番15号

電話：047-334-1111（代表） FAX：047-383-9203

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

